



医療福祉費支給制度(マル福)に 該当していませんか？

届出の必要なマル福

- 妊産婦 ●ひとり親家庭 ●重度心身障がい者

※小児マル福はお住まいの市町村の条例で定められた年齢まで該当扱いとなるため報告は不要です。
(所得制限により非該当、または非該当から該当になったときは届出が必要になります。)

組合員や被扶養者の方の医療費の自己負担額が一定額を超えたときに、附加給付（一部負担金払戻金、家族療養費附加金等）を支給しています。しかし、この附加給付はお住まいの市町村が実施する医療福祉費支給制度（通称「マル福」といいます。）に該当していると、給付が重複してしまいます。その場合は、附加給付等を返還していただくことになりますのでご注意ください。

適正な給付を図るため、マル福に該当し、「医療福祉費受給者証」が交付されたときは、共済事務担当課をとおして、マル福証の写しを添付のうえ「共済組合員申告書」等を提出してください。

お口の中から
健康管理！



歯周病検診のご案内

令和6年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員の皆さんに、歯周病検診を無料で受けられる受診券を交付します。

歯周病と身体の健康は大きく関係しているため、今年度対象となる方は、ぜひこの機会に検診を受けて、歯の健康状態をチェックしましょう。

歯周病検診について詳しくは
こちら



対象者	令和6年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員（任意継続組合員を除きます。）
検診内容	歯周組織の検査、問診、指導
実施検診機関	(公社) 茨城県歯科医師会に入会し歯周病検診事業に参加している歯科医院
検診期間	令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
自己負担額	無料 * 全額当組合が負担します。
受診券	対象者へ5月下旬に共済事務担当課をとおして交付します。

歯周病検診では、どんなことをしてくれる？

○
むし歯・歯周病を
発見してくれる

プロの眼で見て、初期段階のむし歯・歯周病を発見してくれます。

○
歯のみがき方を
指導してくれる

実際の歯の状態からみがき方を推測し、正しいみがき方を教えてくれます。

○
トラブルの芽を
指摘してくれる

経年劣化でトラブルになりやすい詰めものなどの周辺に問題がないかを確認してくれます。



お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413